

滋賀県市町村職員研修センター職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター規則第8号]

改正 平成18年 4月 1日規則第2号
平成19年12月28日規則第9号
平成20年 2月29日規則第4号
平成23年 4月 1日規則第2号
平成24年 3月30日規則第1号
平成25年 3月29日規則第1号
平成26年12月25日規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(平成14年条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、滋賀県市町村職員研修センター職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第3条に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数(この規則においてその年数に換算された年数を含む。)をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 管理者が行う競争試験または管理者がこれに準ずると認める試験をいう。

(級別資格基準)

第3条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第1に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第4条 級別資格基準表は、試験欄の区分および学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は、次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分は、その他の職員に適用する。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難および責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ管理者の承認を得たもの

(3) 前2号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて他の地方公共団体の職員その他管理者がこれらに準ずると認める者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、別表第2に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算および換算)

第5条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の勤務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第6条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第4に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数または減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

第2章 初任給

(新たに職員となった者の職務の級)

第7条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次の各号に定めるところにより決定するものとする。

- (1) その者の職務の級を、給料表の職務の級4級、5級または6級のいずれかに決定しようとする場合は、あらかじめ管理者の承認を得ること。
- (2) その者の職務の級を前号に掲げる級以外の職務の級に決定しようとする場合は、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第13条第1項各号のいずれかに掲げる者から職員となった者または同条第2項に規定する特殊な技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ管理者の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第8条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が、別表第5に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格しまたは降格したものとした場合に第17条第1項または第18条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄にその者に適用される区分の定めのない者またはその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格または経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第10条から第14条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、またはその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第9条 初任給基準表は、試験欄の区分および学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第4条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第10条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際してその者の職務に直接有用な知識または技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第11条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第7条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の給料月額は、第9条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号または第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(管理者の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1) 第4条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数またはその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

- (2) 第4条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (3) 第4条第2項第3号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第1項の規定の適用を受ける者等で管理者の定めるものにあつては、管理者の定めるところにより得られる経験年数)
 - (4) 前3号または次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)であるもの級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第5条および第6条の規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第12条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、またはその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、または当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(初任給の特例)

第13条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給の決定について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

- (1) 他の地方公共団体の職員
- (2) 国家公務員
- (3) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた結果退職して1年を経過しない者

2 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について前2条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

第14条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第7条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前3条の規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第3章 昇格、降格その他の異動

(昇格)

第15条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第7条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ管理者の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数または必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数または必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数または必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(昇格の特例)

第16条 職員が、第4条第2項第1号または第2号に該当することとなり、または級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、もしくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身に著しい障害を有することとなった場合は、前条の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の給料月額)

第17条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表

別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6の2に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前条第1項の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格の場合の号給の決定)

第18条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

第4章 削除

第19条から第21条まで 削除

第5章 昇給

(昇給日)

第22条 条例第6条第3項の規則で定める日は、第25条または第26条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の証明)

第23条 条例第6条第3項の規定による昇給（第25条または第26条に定めるところにより行うものを除く。第24条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(職員の昇給の号給数)

第24条 職員を条例第6条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

(研修、表彰等による昇給)

第25条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給させることができる。

- (1) 職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 20年以上勤続して退職する場合
- (4) 職制上もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (5) その他管理者が特に必要と認める場合 管理者が認めた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(特別の場合の昇給)

第26条 勤務成績の特に良好な職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、または著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給させることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第27条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第6章 特別の場合の号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第28条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受けている号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第17条第5項の規定の適用を受ける場合を除く。)には、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができる。

- 2 初任給の基準の改正に伴い新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上職員の号給を調整する必要があると認められる場合その他これに準ずる場合には、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を上位に決定することができる。
(復職時等における号給の調整)

第29条 休職にされ、もしくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、または休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間

または休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第7の休職期間等調整換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務復帰し、もしくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)および復職等の日後における最初の昇給日またはそのいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第30条 職員の給料の決定に誤りがあるときは、管理者は、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第7章 補則

(雑則)

第31条 この規則により難い特別の事情があると認められるときは、管理者は、別段の取扱いをすることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年4月1日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例付則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第1号)付則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例付則第2項職員」という。)のうち、次に掲げる職員に対するこの規則による改正後の規則(以下「新規則」という。)別表第1の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が2級もしくは5級であった職員 旧級および旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例付則第2項適用職員にかかる切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第15条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この

項において「旧級」という。)が2級もしくは5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級および旧級の1級下位の職務の級ならびに滋賀県市町村職員センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第1号)付則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例付則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級および新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格または降格の特例)

- 4 切替日に昇格または降格した職員については、当該昇格または降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第17条または第18条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

- 5 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について規則第10条から第12条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から規則第8条第1項の規定による号給(規則第10条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日となるものの採用日における号給は、規則第10条から第12条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の10月1日以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における規則第22条第1項に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間または日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
- (2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者(次号および第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
- (3) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
- (4) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者 平成19年1月1

日

(平成19年1月1日における職員の昇給)

- 6 平成19年1月1日において、職員を給与条例第6条第3項の規定による昇給(規則第25条または第26条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において、「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった職員または切替日後に規則第17条第3項もしくは第30条第1項の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日または号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。
 - (1) この項の規定による号給数が零となる職員
 - (2) 給与条例第6条第5項の規定の適用を受ける職員で次項第2号または第3号に掲げる職員に該当するもの
 - (3) 次項第3号に掲げる職員(給与条例第6条第5項の規定の適用を受けるものを除く。)で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 7 職員の基準号給数は、規則第23条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号級数とする。
 - (1) 勤務成績が特に良好である職員 8号給以上(給与条例第6条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、4号給以上)
 - (2) 勤務成績が良好である職員 4号給
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下
- 8 管理者の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第3号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 9 付則第6項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規

定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

- 10 付則第7項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。

付 則 （平成19年12月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 （平成20年2月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

付 則 （平成23年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 （平成24年3月30日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 （平成25年3月29日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「初任給等規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が改正前の初任給等規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用または異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または異動

の日における号給については、なお従前の例によることができる。

別表第1（第3条関係）

級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級			
			1級	2級	3級	4級
正規の試験	上級	大学卒		3	4	4
			0	3	7	11
	中級	短大卒		5.5	4	4
			0	6	10	14
	初級	高校卒		8	4	4
			0	8	12	16
その他	中学卒		9	4	4	
		3	12	16	20	

別表第2（第4条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学もしくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学科以外の教育研究上の基本となる組織をおく場合における相当の職を含む。以下同じ。）または獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	六 大学4年	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業

		(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校または特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の修了 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校または特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 高等2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校または准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	中学卒	(1) 学校教育法による中学校もしくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する高等部に限る。）の卒業または中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
4 中学卒		

備考 この表の「特別支援学校」には、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校および養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

この表に掲げられていない学歴免許等の資格を有する者の資格区分は、国家公務員の例による。

別表第3（第5条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
地方公務員、国家公務員 または旧公共企業体、政府 関係機関もしくは外国 政府の職員としての在職 期間	職員の職務とその種類が類 似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（他の職員との 均衡を著しく失する場合 は、100/100 以下）
民間における企業体、団 体等の職員としての在職 期間	職員としての職務にその経 験が直接役立つと認められ る職務に従事する期間	100/100 以下

	その他の期間	80/100 以下
学校または学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等 特殊の知識、技術または経 験を必要とする職務に従事 した期間で、その職務につ いての経験が職員としての 職務に直接役立つと認めら れるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事 した期間で、その職務につ いての経験が職員としての 職務に役立つと認められる もの	50/100 以下(他の職員との 均衡を著しく失する場合 は、80/100 以下)
	その他の期間	25/100 以下(他の職員との 均衡を著しく失する場合お よび教育職員に適用する場 合は、50/100 以下)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を 80/100 以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100 以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

別表第 4 (第 6 条関係)

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16 年)	短大卒 (14 年)	高校卒 (12 年)	中学卒 (9 年)

博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄および基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数または減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表または初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表または初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学または歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数および調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数および調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数および調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数および調整年数をもって、この表の修学年数および調整年数とする。

別表第5（第8条関係）

初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	上級		1級 25号給
	中級		1級 15号給
	初級		1級 5号給
その他		高校卒	1級 1号給

別表第6

特定職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考

この表に定める上段の号給数は条例第6条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第6の2（第17条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4

13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9
18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39

48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46
61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	50
70	31	47	48	62	50
71	32	48	48	63	50
72	32	48	48	64	51
73	33	49	49	65	51
74	33	49	49	66	51
75	33	49	49	67	51
76	34	49	50	68	51
77	34	50	50	68	52
78	34	50	50	68	52
79	35	50	51	69	52
80	35	50	51	69	52
81	35	51	51	69	52
82	36	51	52	70	53

83	36	51	52	70	53
84	36	51	52	70	53
85	37	52	53	71	54
86	37	52	53	71	
87	38	52	53	71	
88	38	52	53	72	
89	39	53	54	73	
90	39	53	54	74	
91	40	53	54	75	
92	40	53	54	76	
93	41	53	55	77	
94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	55		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	56		
102		55	56		
103		55	57		
104		56	57		
105		56	57		
106		56	57		
107		56	57		
108		56	58		
109		56	58		
110		57	58		
111		57	58		
112		57	58		
113		57	59		
114		57			
115		57			
116		58			
117		58			

118		58			
119		58			
120		58			
121		58			
122		59			
123		59			
124		59			
125		59			

別表第7(第31条関係)

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷もしくは疾病または通勤(地方公務員災害補償法第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。)による負傷もしくは疾病に係るものに限る。)または公務上の負傷もしくは疾病もしくは通勤による負傷もしくは疾病に係る休暇の期間	3/3以下
専従許可の有効期間	2/3以下
勤務時間条例第12条に規定する介護休暇の期間	1/2以下
地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷もしくは疾病または通勤による負傷もしくは疾病に係るものを除く。)または公務外の負傷もしくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間	1/3以下(結核性疾患によるものである場合にあっては、1/2以下)
地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3/3以下

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける給料月額を受け取るに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。